



## 改正地球温暖化対策推進法に定める「促進区域」の設定に関する県の基準を策定しました

長野県では、地域と調和した再生可能エネルギーの活用を促進するため、改正地球温暖化対策推進法に基づき、市町村が促進区域を設定する際の県の基準を策定しました。

### 1 基準の位置付け

地球温暖化対策の推進に関する法律第21条第6項に規定する市町村の定める促進区域の設定に関する基準 ※地方公共団体実行計画(区域施策編)(本県における「長野県ゼロカーボン戦略」)に位置付け

### 2 策定にあたっての基本的考え方

本県の自然的社会的条件に応じた環境の保全への適正な配慮を確保する観点から、次の考え方を基本に基準を策定しました。

- ・ 本県の地域特性を踏まえた**安心・安全**な再生可能エネルギーの推進
- ・ 本県を特長づける多様な自然的社会的機能を持つ**森林の役割を重視**した再生可能エネルギーの推進
- ・ 本県の重要な産業である農業を支える**農地の役割を考慮**した再生可能エネルギーの推進
- ・ 本県の自然豊かな**景観・眺望と調和**した再生可能エネルギーの推進

### 3 基準の内容

#### ○区域に関する基準

##### ▶促進区域に含めることが適切でないと思われる区域

- ・ 砂防指定地 ・ 地すべり防止区域 ・ 急傾斜地崩壊危険区域 ・ 農用地区域内農地
- ・ 保安林 ・ 地域森林計画対象森林 ・ 伝統的建造物群保存地区 など

##### ▶配慮が必要な区域

- ・ 景観育成重点地域 ・ 史跡・名勝・天然記念物指定地 など

#### ○考慮すべき事項に関する基準

- ・ 斜度30度以上の斜面には、発電設備を設置しないこと
- ・ 騒音、反射光、景観への影響が懸念される場合には、住宅・道路敷地境界等から発電設備を概ね5m以上離隔及び植栽等を施すこと など

#### ○地域脱炭素化促進事業に関する例示

- ・ 【想定される箇所】 大型商業施設などの建物屋根への設置、工場跡地など未利用地の利用 など
- ・ 【想定される取組】 災害時の非常用電源としての活用、再エネ電気活用による地域経済循環の推進 など

※基準は次の長野県ホームページに掲載しています。

<https://www.pref.nagano.lg.jp/kankyo/keikaku/zerocarbon/index.html>

(促進区域の設定に関する基準)



2050 ゼロカーボンを目指す長野県のシンボルマークです

環境部環境政策課ゼロカーボン推進室  
再生可能エネルギー係  
(室長) 新納 範久 (担当) 杉本 陽太  
電話 026-235-7179 (直通)  
026-232-0111 (代表) 内線 2728  
FAX 026-235-7491  
E-mail zerocarbon@pref.nagano.lg.jp